

3介第 551 号
令和 3 年 6 月 7 日

介護サービス事業所 管理者 様

介護保険課長

令和 3 年度介護報酬改定における 3 %加算の説明・同意について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月 19 日付け介護保険最新情報 Vol. 941「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)」問 13 の内容について、3 %加算を適用するにあたっては、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容(サービス内容、サービス単位 / 金額等) を利用者又はその家族に説明し同意を得ることが必要となっており、その取扱いについては、令和 3 年 5 月 6 日付け 3 介第 261 号「令和 3 年度介護報酬改定における 3 %加算の請求について（通知）」で御連絡したところです。

説明・同意につきましては、「介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容(サービス内容、サービス単位 / 金額等) を利用者又はその家族に説明し同意を得ること」とあることから、サービス利用票・サービス利用票別表を用いて、説明の上、同意を得ていただきますようお願いいたします。

なお、4 月 1 日までに利用者に説明し、同意を得ることとなる 4 月分のサービス利用票・サービス利用票別表につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修の都合上、3 %加算を表示することができないという可能性がございます。この場合、3 %加算につきましては、提示したサービス利用票、サービス利用票別表にはまだ表示ができていないが、3 %加算が算定される旨の説明を口頭で行った上で、利用者の同意が得られていれば、算定は可能です。

本通知により、4 月分の算定が可能となる場合、4 月算定分の届出を受け付けいたしますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

(担当 : 福祉部介護保険課 指導監査係 電話 23-6830 FAX 23-6857)